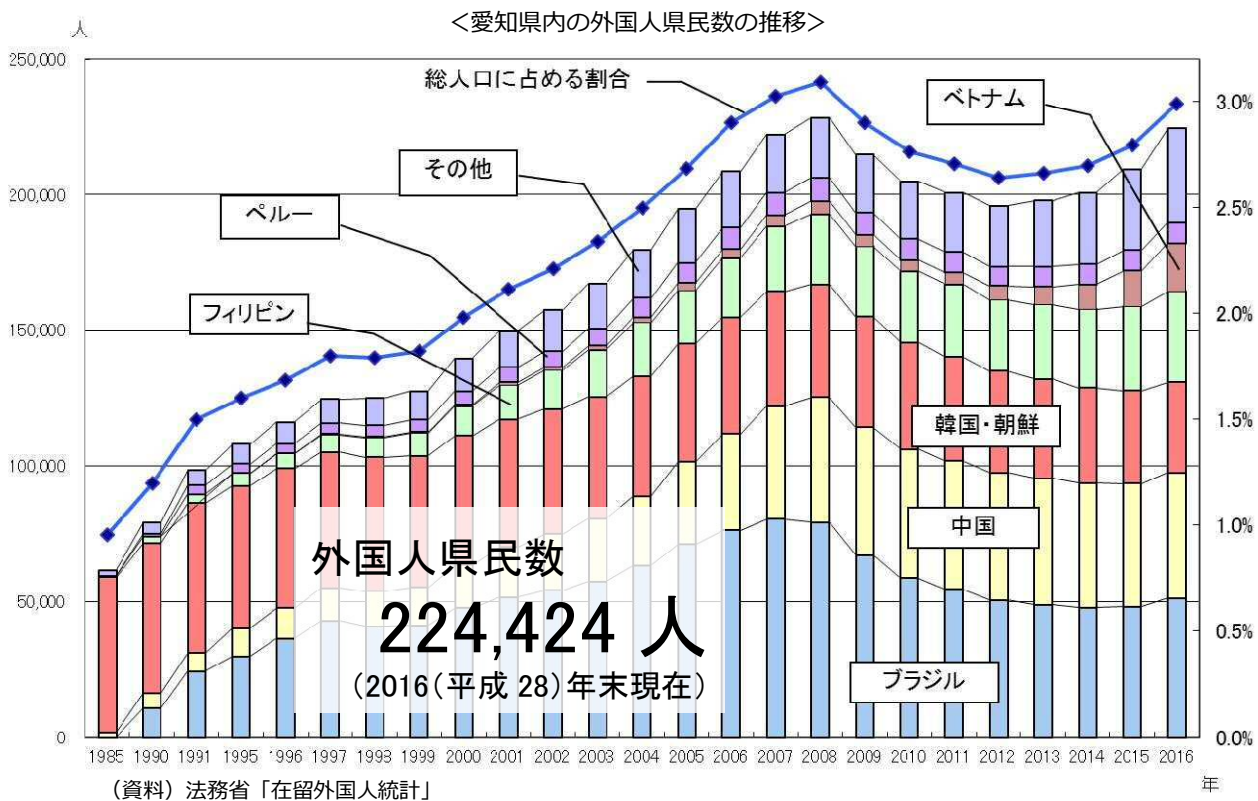


はじめに	P2	主な図表・資料
1 プラン策定の背景	P2	▷愛知県内の外国人県民数の推移 P2
2 経緯	P4	▷愛知県内の主な在留資格別外国人県民数の推移 P3
3 プラン策定の基本的事項	P6	▷外国人が多いことに対する考え P3
(1) 趣旨	P6	▷愛知県の将来推計人口 P8
(2) 位置付け	P6	▷知事からのメッセージ P13
(3) 計画期間	P6	▷愛知県の外国人人口ピラミッド P18
(4) 策定方法	P7	▷ライフサイクル図 P19
プラン策定にあたっての基本的な考え方	P8	▷愛知県の小・中学校在籍外国人児童生徒数 P23
1 多文化共生推進に対する基本的な考え方	P8	▷愛知県の公立小・中学校における日本語指導が必要な児童生徒数 P26
(1) 多文化共生推進の必要性	P8	▷愛知県の15歳から19歳の外国人労働力状態 P29
(2) 多文化共生推進の意義	P9	▷愛知県の高等学校在籍外国人生徒数 P29
2 プラン策定の基本的な考え方	P10	▷愛知県の外国人労働者数（在留資格別・産業別） P31
(1) 基本目標	P10	▷外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章 P32
(2) 施策目標	P11	▷公的な言語学習制度の比較 P36
(3) プランの対象者	P12	▷ブラジル人の60歳以上の割合 P39
推進施策の方向	P14	▷あいち医療通訳システムの実績 P41
1 推進施策のポイント	P15	▷互いに支え合う共生関係のイメージ P47
2 推進施策	P18	▷多文化共生の意味 P55
(1) ライフサイクルに応じた継続的な支援	P18	▷外国人県民あいち会議 P51
①乳幼児期	P21	▷もっと日本人と仲良くなりたいか？ P52
②子ども期	P23	▷愛知県に多い国籍 P54
③青年期	P28	▷重点施策と数値目標 P58
④成人期	P31	▷あいち多文化共生タウンミーティングの記録 P76
⑤老年期	P39	▷愛知県庁×名城高校♪多文化共生セッションの記録 P79
⑥年代共通（医療／防災／体制）	P41	▷注釈 P83
(2) 互いに支え合う共生関係づくり	P47	
(3) 外国人県民とともに暮らす地域への支援	P52	
3 プランの推進に向けて	P59	
(1) 多文化共生推進主体の役割の明確化	P59	
(2) 多文化共生推進主体の連携・協働の強化	P60	
(3) プランの進行管理と適切な見直し	P60	
(4) 実施状況の公表	P60	
4 具体的な施策一覧	P61	
策定過程	P74	
新あいち多文化共生推進プラン（仮称）検討会議	P82	

はじめに



1 プラン策定の背景

外国人県民数は再び増加に転じ、フィリピン人、ベトナム人など、アジア系を中心に多国籍化が一層進展している

本県の外国人県民数は、2008（平成 20）年までブラジル人を中心に右肩上がりに増え、その後の景気後退などにより、減少したものの、2013（平成 25）年からは、再び増加に転じ、東京都に次いで第 2 位となっています。とりわけ、フィリピン人、ベトナム人など、アジアの人たちが増加し続け、多国籍化が一層進展してきています。

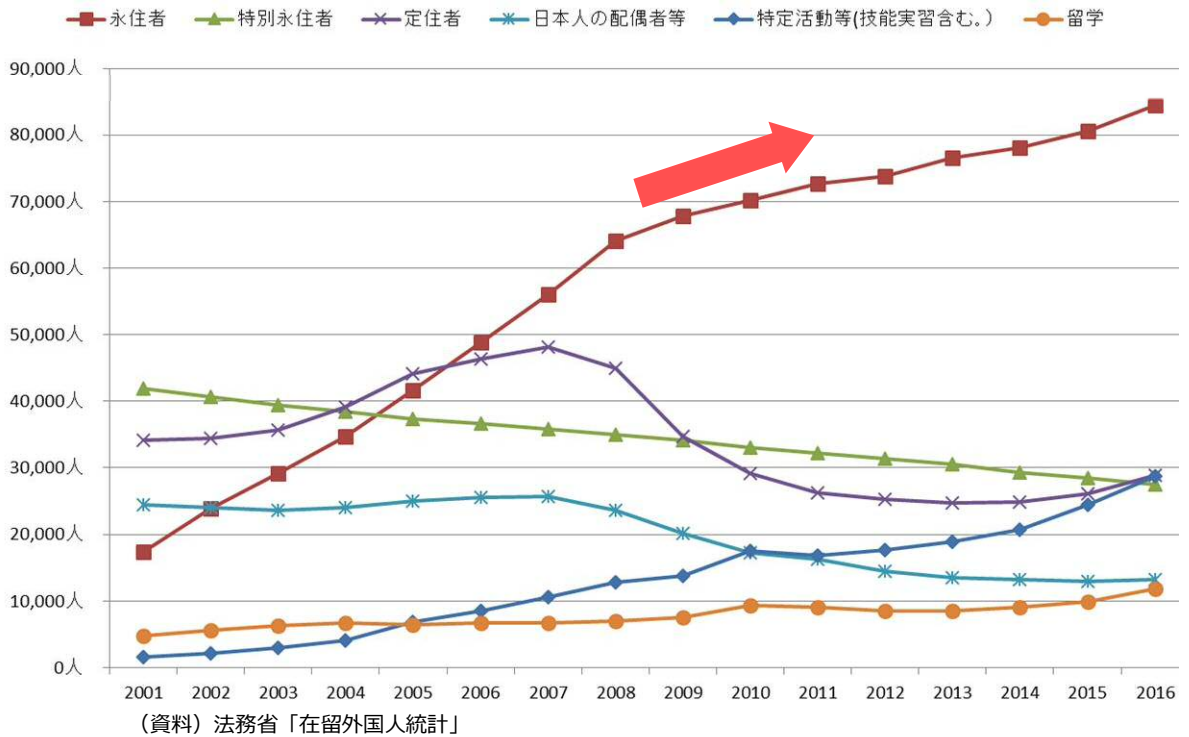
在留資格では、「永住者」が増え続け、「技能実習」、「留学」なども増加している

今後も日本で生活する、「永住者」の在留資格を持つ外国人が増え続けています。また、「技能実習」、「留学」などが増えており、在留資格の多様化が進んでいます。

日本人県民の多文化共生に対する意識は、あまり改善されていない

在住期間の長期化、在住地域の散在化により、地域に外国人県民がいることが常態となっている中で、外国人県民が支援されるだけでなく、支援する側になっている事例が見られるなど、地域社会の一員として溶け込んでいます。しかし、その一方で、日本人県民の多文化共生に対する意識は、あまり改善されていません。

＜愛知県内の主な在留資格別外国人県民数の推移＞



＜外国人が多いことに対する考え＞

回	答	回答率
1	治安が悪化する恐れがあるので、望ましくない	30.9%
2	外国の言葉・文化・習慣を知る機会が増えるので、望ましい	29.0%
3	習慣や文化の違いから外国人とトラブルが起こる恐れがあるので、望ましくない	26.2%
4	地域で外国人と交流できるので、望ましい	24.0%
5	地域の経済的な発展の維持につながり、望ましい	21.8%
6	日本人の雇用を脅かしたり、低賃金化につながるおそれがあるので、望ましくない	8.6%

(資料) 愛知県「平成 28 年度第 2 回県政世論調査」

☞ 外国人県民数について

法務省「在留外国人統計」は、2013 年から、年 2 回（6 月末・12 月末）公表されていますが、12 月末の数値で統一しています。なお、2017 年 6 月末の外国人県民数は、234,330 人となっており、2008 年 12 月末の 228,432 人を抜いて過去最高となっています。

2 経緯

外国人県民の急増と定住化の進展

～第1次プラン～

1980年代末、好景気で深刻な人手不足となり、外国人労働力に対する需要が高まりました。こうした外国人の雇用拡大を受けて、1989（平成元）年に出入国管理及び難民認定法（入管法）が改正されました。

この改正により、在留資格の中に、主に日系人が対象となる「定住者」資格ができました。この資格は、日本国内での就労が自由であることから、就労目的の日系人が多数来日してきました。特に、モノづくりの盛んな本県では、日系ブラジル人を始めとした南米出身者が急速に増えていきました。

その後も、研修・技能実習制度などにより、外国人の増加傾向は続いていく一方で、来日した外国人の中には、滞在が長期化し、家族を呼び寄せる方が増加するなど、定住化が進み、日本で生まれ育ち、仕事につく外国人が増えてきました。

また、1995（平成7）年1月には阪神・淡路大震災が発生し、外国人の方も多くの被害を受けました。この地震によって、日本に住んでいるのは日本語が理解できる人ばかりではないという認識が広がり、多言語化や多文化共生の必要性が徐々に知られるようになりました。

そこで、本県では、2008年3月に、外国人を「ゲスト」としてではなく、ともに暮らし、地域をつくっていく「生活者」として、様々な施策を体系的に展開するための「あいち多文化共生推進プラン」（以下、「第1次プラン」という）を策定しました。

外国人県民の多様化と永住化の進展

～第2次プラン～

第1次プラン策定後、2008年秋以降のリーマン・ショックによる世界同時不況や2011（平成23）年3月に発生した東日本大震災により、外国人県民を取り巻く環境は厳しくなり、日系ブラジル人の減少に大きく影響を受ける形で外国人登録者数は減少していきました。

しかし、こうした中でも「永住者」資格の取得者は増加し続け、永住志向の強い外国人県民が増加しました。また、ブラジル人が減る一方で、フィリピンを始めとするアジア圏出身者が増え、多国籍化が進展するとともに、高齢化や散在化も進み、国籍、年齢、居住地など様々な面で外国人県民の状況は多様化してきました。

一方、若者の中には、小中学生時代に外国人の同級生を持っている場合もあり、外国人を身近に感じている日本人も増えてきました。

また、東日本大震災では、多くの外国人が支援する側に参画したことから、地域づくりの担い手として、外国人の重要性が認識されるようになりました。

こうした中、本県では、外国人が将来にわたって日本で生活していけるよう、生活全般にわたる支援のさらなる充実を図るとともに、外国人県民も地域社会の担い手として活躍できる社会をめざして「あいち多文化共生推進プラン2013-2017」（以下、「第2次プラン」という）を策定しました。

ライフサイクル全般を見渡した支援 と第二世代の活躍 ～今回のプラン～

第1次・第2次プランに基づいて施策を実施してきた結果、本県の多文化共生施策は充実してきていますが、教育や労働など、依然として残っている課題があります。また、第一世代（※）の高齢化や、日本で子どもを産み育てる外国人県民の増加などによる新たな課題も出てきており、ライフサイクル全般を見渡した支援が必要となってきています。

一方、第二世代（※）の若者たちが日本社会で活躍する事例を目にすることも多くなりました。また、本県において、2016（平成28）年4月に発生した熊本地震を契機に、外国人と日本人が一緒になって地域社会に貢献しようとする動きも生まれました。

さらには、世界的な移民排斥の動きがある中で、国内においては、2016年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ対策法）」が制定されるなど、国籍や民族などのちがいかかわらず、「すべての県民が互いの文化的背景や考え方などを理解し、ともに安心して暮らせる地域づくり」といった、多文化共生の社会づくりが改めて求められています。

こうした最近の社会情勢変化から生じる新たな課題に対応するため、新しいプランを策定することとしました。



あいち多文化共生推進プラン
【第1次プラン】
2008(平成20)年3月策定
＜計画期間＞
2008(平成20)年4月～
2013(平成25)年3月



あいち多文化共生推進プラン2013-2017
【第2次プラン】
2013(平成25)年3月策定
＜計画期間＞
2013(平成25)年4月～
2018(平成30)年3月

※第一世代・第二世代

このプランでは、1989年の入管法改正によって新たに創設された「定住者」資格などにより、就労目的で来日した者を「第一世代」、その子どもで、日本で育った者を「第二世代」という。

3 プラン策定の基本的事項

(1) 趣旨

永住化が継続し、第一世代の高齢化が進む中で、ライフサイクルに応じた支援が必要となってきました。また、第二世代の活躍も大いに期待できる状況になってきました。一方で、県民に対して、より一層の多文化共生の理念の普及に努める必要があります。こうした変化を踏まえた上で、多文化共生施策を計画的かつ総合的に展開し、さらに多文化共生社会づくりを推進するため、「あいち多文化共生推進プラン 2022」（以下、「本プラン」という）を策定しました。

(2) 位置付け

本プランは、多文化共生社会づくりに関する本県の基本的な考え方を示した指針としての性格と、本県と（公財）愛知県国際交流協会（以下、「県協会」という）が実施する推進施策を体系的に掲げる中期行動計画としての性格を合わせ持つものです。

また、多文化共生社会づくりを着実に推進していくためには、様々な地域社会の担い手の連携・協働した取組が重要です。そのため、国、県、市町村、国際交流協会、県民、NPO、企業、大学など様々な活動主体の役割を示すとともに、こうしたすべての主体が多文化共生を実践する上で参考となるプランとしました。

(3) 計画期間

2018（平成 30）年度から 2022（平成 34）年度までの 5 年間とします。

(4) 策定方法

本プランの策定にあたり、幅広い意見を取り入れるため、3つの策定プロジェクトと関連事業を行いました。

策定プロジェクト

～あいちの多文化共生をデザインする～



Project I 新あいち多文化共生推進プラン（仮称）検討会議

多文化共生に関わる各テーマの有識者を集め、本プランの行動目標や施策の基本方向などについて検討を重ねました。〈委員は 82 ページ参照〉

Project II あいち多文化共生タウンミーティング（新規取組）

幅広い県民の意見を本プランに取り入れるために、県内 3 か所でタウンミーティングを開催しました（名古屋 54 名、岡崎 48 名、豊橋 48 名、計 150 名参加）。〈詳細は 76 ページ参照〉

Project III 愛知県庁×名城高校♪多文化共生セッション（新規取組）

外国人県民と次世代を生きる高校生（名城大学附属高等学校 国際クラス 2 年生 32 名）と一緒に、県の多文化共生推進のための方策やアイデアを考え、若い世代の意見を本プランに盛り込みました。〈詳細は 79 ページ参照〉

新プラン説明会

2017 年 12 月から 2018 年 1 月にかけて、プランの案についてパブリックコメントを実施し、それに合わせ、本プランの案をより理解していただくためのプラン説明会を県内 3 か所で開催しました（名古屋 29 名、岡崎 23 名、豊橋 14 名、計 66 名参加）。

〈関連事業〉

🗨️ あいち外国人の日本語教育推進会議

今後の地域の日本語教育について検討を行い、本プランに反映させました。

🗨️ 多文化共生フォーラムあいち 2017

本プランの大きな柱である「ライフサイクルに応じた継続的な支援」をテーマとしたフォーラムを開催し、今後の本県の多文化共生の方向性を示しました。

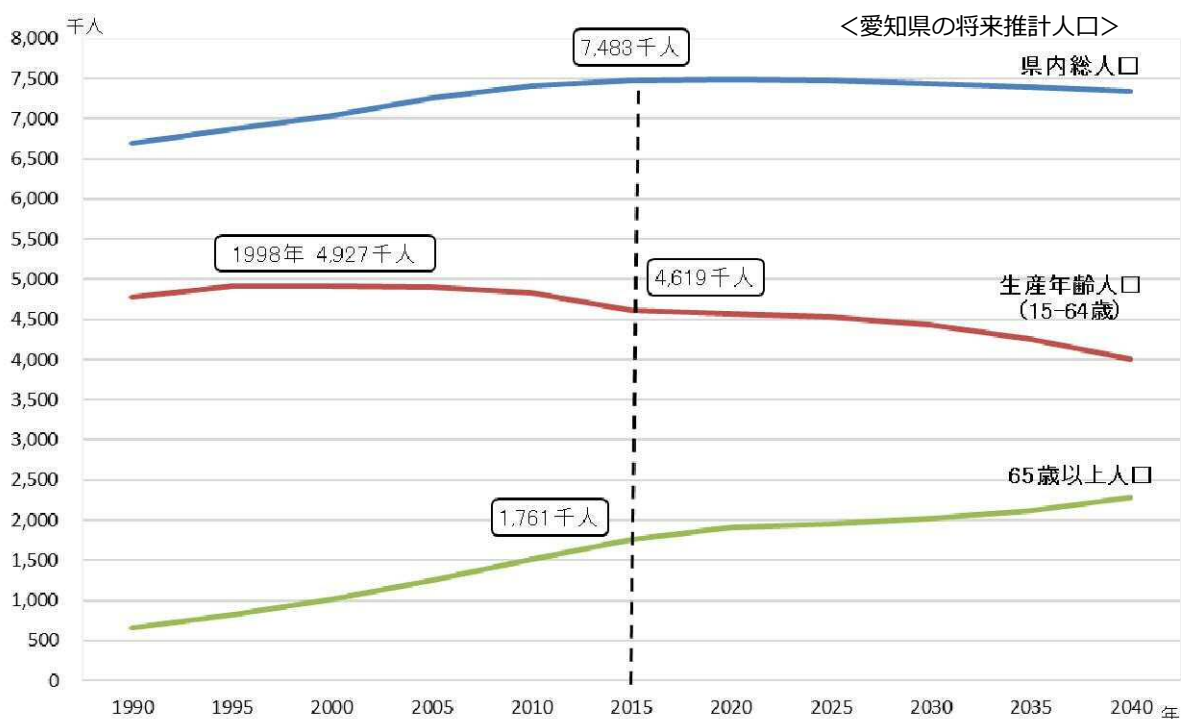
🗨️ 外国人県民あいち会議

日本で生まれ育った第二世代の外国人県民からの意見を直接伺い、本プランに反映させました。

その他、2016 年度に外国人県民に対するアンケート調査や団体ヒアリング、県政世論調査を行うとともに、様々な機会を捉えて意見交換を行いました。

また、上記のプロセスを見やすくするために、専用のウェブページを開設しました。

プラン策定にあたっての基本的な考え方



(資料) 2020年～2040年：愛知県「人口ビジョン」(2015年10月策定) 本県人口の長期的な見通し
(ケース②：出生率が2030年までに1.8、2040年までに2.07に回復)
1990年～2015年：愛知県「愛知県統計年鑑」

1 多文化共生推進に対する基本的な考え方

(1) 多文化共生推進の必要性

永住化が進むとともに、2012(平成24)年7月の住民基本台帳法の改正施行により、外国人県民も日本人県民と同じ住民基本台帳に登録されるようになったことから、国籍を問わず、同じ住民として、誰にとっても暮らしやすい地域づくりをしていく必要があります。

一方、本県の人口見通しは、今後、生産年齢人口(15～64歳)が減少し、65歳以上の高齢者の増加が続くと推計されています。こうした人口減少・超高齢社会が到来すると予想される中、地域の活力を維持するためには、外国人県民を含めたすべての県民が能力を発揮できるような社会づくりが不可欠です。

さらには、国において高度人材や技能実習生の受入れ拡大が行われており、また、本県においても国家戦略特区を活用した外国人材の受入れを進めていることから、外国人を受け入れるための基盤整備は避けて通ることができない状況にあります。

(2) 多文化共生推進の意義

■ 外国人県民の人権保障の推進

多文化共生の地域づくりの推進は、「国際人権規約」、「人種差別撤廃条約」、「日本国憲法」【右下参照】などで保障された外国人の人権尊重の趣旨に合致します。

国籍や民族などのちがいにかかわらず、すべての県民の人権が平等に尊重され擁護されることこそ、平和で幸福な社会をつくる礎となります。

■ 安全で安心なまちづくりの推進

外国人県民に日本の法令や生活習慣などに対する理解を促すとともに、交通事故や犯罪などの被害に遭わないように情報の提供を行ったり、生活環境を整備することにより、誰もが安心して安全に暮らせるまちづくりの推進につながります。

■ 地域の魅力向上と活性化の推進

社会経済活動全般においてグローバル化が進展する中で、世界に開かれた地域づくりを積極的に推進することによって地域の魅力が高まり、県外や世界の人々に愛知県を誇ることができます。また、海外から有用な人材を招き地域への定着に取り組むことで、地域社会の活性化がもたらされ、地域産業・経済の振興につながります。

■ すべての人に暮らしやすいまちづくりの推進

多文化共生の地域づくりの推進は、言語や文化、能力など様々な特性やちがいを認め合い、すべての人に配慮した暮らしやすいまちづくりの推進につながります。

■ 地域のグローバル化の推進

多文化共生の地域づくりの推進により、地域住民の国際感覚や異文化に対する理解が深まります。地域での異文化交流が進むことで、新たな価値を見出し、新しい豊かな文化を創造する機会も増えます。また、国際的に活躍できるグローバルな人材をより多く輩出することにつながります。

☞日本国憲法と外国人の人権

外国人の人権については、1978（昭和 53）年の最高裁判決において、「憲法第 3 章の諸規定による基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、わが国に在留する外国人に対しても等しく及ぶ」と示されています。人権の普遍性や憲法前文の国際協調主義、さらには憲法第 98 条第 2 項の条約遵守義務から、日本国憲法上、一般に外国人の人権保障の必要性が導かれています。



2 プラン策定の基本的な考え方

(1) 基本目標

多文化共生社会の形成による豊かで活力ある地域づくり

多文化共生社会の形成の推進により、国籍や民族などのちがいににかかわらず、すべての県民の人権が尊重され、県民一人ひとりが地域社会の担い手として、個人の能力を十分発揮しながら、地域社会の様々な活動に主体的に参加し活躍できる環境づくりが進みます。そして、幅広い分野で内外の多数の優れた人材の活躍が期待され、地域への定着に取り組むことが地域活力の源となります。

こうした地域づくりは、短期間で形成できるものではなく、目指し続けるべき目標であると考えます。

そこで、第1次プランから基本目標としている「多文化共生社会の形成による豊かで活力

ある地域づくり」を本プランでも基本目標として掲げます。

そして、様々な推進主体と連携・協働を図りながら、「誰もが参加する地域づくり」「多文化共生意識をはぐくむ地域づくり」「誰もが暮らしやすい地域づくり」の3つの地域づくりを進めることにより、国籍や民族などの異なる人々がともに安心して生活できる、豊かで活力に満ちた魅力ある地域社会を目指します。

☞本プランにおける多文化共生社会の定義
国籍や民族などのちがいににかかわらず、すべての県民が互いの文化的背景や考え方などを理解し、ともに安心して暮らし活躍できる地域社会

(2) 施策目標

本プランでは、基本目標を実現するために、次の3つの施策目標を掲げます。

「①ライフサイクルに応じた継続的な支援」によって『支援のつながり』を、「②互いに支え合う共生関係づくり」によって『人と人とのつながり』を、「③外国人県民とともに暮らす地域への支援」によって『地域とのつながり』を目指します。

I ライフサイクルに応じた継続的な支援

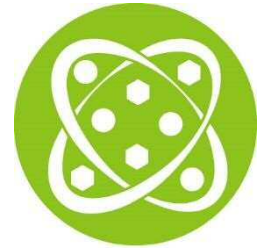
定住化・永住化に伴い、外国人県民は、乳幼児期から老年期までの人生の各ステージにおいて、日本人と同様の課題を抱える一方で、「言葉の壁」「制度の壁」「心の壁」による外国人特有の課題もあります。そこで、各施策を個別に考えるのではなく、ライフサイクル全般を見渡した継続的な支援の観点から、福祉、医療、教育、防災などとの連携を視野に入れた施策を行っていきます。



ライフサイクルに応じた継続的な支援

II 互いに支え合う共生関係づくり

長年定住している外国人が、日本での生活経験を生かして新たに来日してきた外国人を支えることがあります。また、支援される側だった外国人が、高齢化の進んだ地域では担い手になることもあるなど、これまで支えてきた側が支えられる立場になることもあれば、逆の立場になることもあります。こうした相互関係に着目して、外国人県民同士、外国人県民と日本人県民が、互いに支え合う共生関係づくりを行っていきます。



互いに支え合う共生関係づくり

III 外国人県民とともに暮らす地域への支援

外国人県民がいることが常態となっている中で、依然として、外国人に対して戸惑いのある地域があります。こうした外国人に不慣れた地域社会に向けて、ともに暮らしていくためのアドバイスや情報提供などの支援を自治会などへ行っていきます。また、多文化共生に対する理解があまり進んでいない中、わかりやすく多文化共生の意義などを伝え、理解してもらえるよう働きかけを行い、県全体の意識づくりも行っていきます。



外国人県民とともに暮らす地域への支援

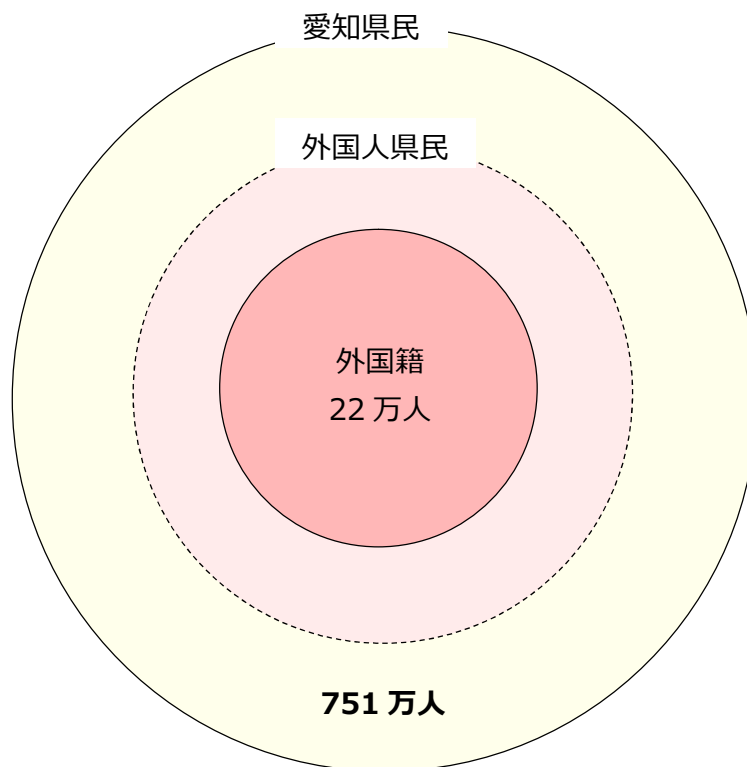
☞ 3つの施策目標のアイコンは、あいちの多文化共生をデザインするために作成したものです。
☞ 施策目標が一目でわかるよう、18～57ページの「2 推進施策」及び61～73ページの「4 具体的な施策一覧」では、各ページに、このアイコンを掲載しています。
☞ 今後、県内市町村、国際交流協会、NPOなどにこのアイコンを活用していただけるよう、促進していきます。

(3) プランの対象者

愛知県内には、2016年12月末現在、224,424人、134か国・地域の外国籍の方が住んでおり、ニューカマーと呼ばれる日系外国人や日本人の配偶者、技能実習生、留学生などのほか、戦前から日本に住んでいるオールドカマーと呼ばれる韓国・朝鮮籍などの方、その他、中国残留孤児、難民など、様々な背景や国籍を持つ方が住んでいます。

また、本県に在住する外国人の中には、帰化して日本国籍を取得した人や、国際結婚によって生まれた日本国籍の子どもなど、日本国籍を有していながら、外国につながる背景をもつ人もいます。

このような外国にルーツをもつ人も、外国籍の人と同様の課題を抱えている場合があることから、これらの方々も視野に入れ、本プランでは、「外国人県民」という呼称を用いていきます。さらには、多文化共生社会は外国人県民だけでなく、本県に住んでいるすべての県民と一緒に作りあげていくものであることから、本プランでは、外国人県民を含む、愛知県民全体 751 万人^[1]を対象者として考えていきます。



本文中の右肩の[]内の数字は、83 ページ以降の注釈の番号（以下、同じ）

ちじ めっせーじ
知事からのメッセージ

～すべての県民の皆様が安心して暮らせる「多文化共生社会」へ～

あなたが暮らす地域には外国人の方はいらっしゃいますか。

その人とは、あいさつをしますか。交流をしていますか。

それとも、もう友達ですか。

愛知県は、全国でも外国人の方がとても多く暮らしているところです。

近年は、外国人の方の永住化や国籍などの多様化が進み、また、日本で生まれ育った世代の方や地域社会で活躍される方々も増えてきました。

今、私たちは、国籍などのちがいににかかわらず、すべての県民の皆様が、ともに安心して暮らせ、活躍することができる「多文化共生社会」をめざしています。

そのためには、互いの文化的背景や考え方などへの理解を深め、ともに暮らし地域をつくっていくという意識を高めることが大変重要です。

県民の皆様一人ひとりが地域社会の担い手として、個性や能力を生かしながら活躍の場を拓げていくことが、社会の発展を支える大きな力になります。

誰もが、ともに生き、ともに輝き、ともに創る、魅力あふれる愛知県を、一緒につくっていこうではありませんか。

平成 25 年 11 月 1 日

愛知県知事
大村秀孝

このメッセージは、2013年11月に多文化共生月間を制定した際、知事から発信されたものです。